

令和8年2月10日

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年2月10日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知につきましては、今回お知らせする本日分をもって一連の処分通知が終了となります。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

#### 2. 処分内容

別紙のとおり

#### 3. 処 分 日

令和8年2月10日（火）

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：末石、日置

電話：092-472-2529



九州運輸局



### 自動車の使用の停止処分（12営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
大分	三重	3両×34日 1両×36日	鹿児島	加治木	2両×30日
	庄内	2両×27日 1両×29日		鹿児島中央	3両×20日
	大分中央	3両×20日		佐多	1両×30日
	幸崎	1両×40日		根占	1両×24日
	恵良	1両×35日		松山	1両×22日
	長洲	1両×32日		万世	1両×22日